

180-参・厚生労働委員会 平成 24 年 03 月 22 日

※被災地医療について、医療費助成について、年金交付国債について

○足立信也君 先ほど大谷局長から、公的医療機関というのは十七あるという話がありましたけれども、実は国立病院機構であったり、昨年全会一致に近い形で成立いたしました地域医療機能推進機構、こういった機構を、これも公的病院の位置付けでしっかり新しい町づくりの中心に据えていく必要性が私は高いと思っております。

その中で、先般RFOから地域医療機能推進機構への衣替えが二十六年四月一日ということが言われましたが、私は、これは衣替えを早くして、地域医療機能推進ですから、新しい復興あるいは町づくり、この部分もスケールメリットを生かしながら中心的役割を担っていく必要があると思っております。それにしては、二十六年四月一日というのはまだ二年以上先の話でございます。これを早める必要性があるのではないかと私は思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 足立委員には被災地の医療の問題などに大変御尽力いただいておりますことを私からも感謝申し上げたいと思っておりますけれども、東北地方に所在する社会保険病院、御承知のとおり、宮城に三病院、福島に一病院ございまして、いずれも全国社会保険協会連合会が運営していると、こういう状況にあるわけでありましてけれども、これらの病院も、被災したわけではありますけれども、その中でも医療機能の維持、回復に努め、人工透析患者の受入れ、あるいは避難所や被災地の病院への医師派遣などを行っていただくなど、被災地での医療の確保に積極的に貢献をしてきていただいたと、このように考えております。

御指摘のように、RFOにつきましても、平成二十六年四月に発足する地域医療機能推進機構というふうに変更することになっているわけですが、その中で、地域において必要とされる医療を確保するというところを目的としているところでございます。

この点については、今後とも、御指摘の趣旨に沿いまして、地方自治体の指導というのをベースにするわけでありまして、被災地での地域医療の確保に一層貢献できるように、RFO、また委託先団体である全社連、これらと連携を取りながら進めていきたいと、このように思っております、やはり一定の期間は必要だと、こういうふう思っております。

○足立信也君 一定の期間は必要だというのは理解いたします。この準備段階でそういう役割を担うんだということを早めに宣言する、あるいは、実際にその役割を担っていく準備会が発足をしてしっかり中心になっていくということを早く示す必要があると、私はそのように思います。

次は、大震災で浮かび上がってきた問題の一点目なんですが、これ、個人の健康情報の問題ですね。医療や介護や福祉のこの情報の共有の問題です。

例えば、いまだに身元不明とされている方々が五百名ほどだったと思います、いらっしゃる。それから、医療や介護の情報が全く失われたということも多いです。そして、避難所のみならず、仮設住宅に行っても、障害者の情報が分からない、助けを、人の支援を待っている方の情報が分からない、こういったことは私としては先進国としては非常に寂しい状況だと、そのように思っております。

そんな中で、復興に向けて、例えば宮城県は、災害に備えた患者情報の共有、これをまず市から始めてそしてこれを全県下に広げたいという考えがおありのようです。それから、もちろん福島は、放射線影響調査、これは福島医大復興ビジョンの目玉でもありますし、後世に有用な教訓となり得る、これは全県下で取り組んでいくと。あるいは、似たような取組が昨年京都府の方で患者情報の共有という形で提案されたようではありましたけれども、医師会等の反発もあったというようなことも聞いております。

この情報共有に対する厚生労働省のガイドライン、これはあくまでも個人情報保護の観点から、手挙げ方式であると。その機関、医療機関あるいは介護の施設についても手挙げであるし、そこに通っていらっしゃる患者さん、あるいは利用者も手挙げ方式だと。これがあくまでも原則なわけで、来年度予算の九・五億円というものも、全国に十か所程度、共有という、まあプールですね、データのプールをやるという考えなんですけど、これ、やっぱり情報をそこにためるという機能だけではなくて、これ全県下に広げるとか、または、福島の先ほどの放射線の影響調査等々は、その情報をいかに活用するか。例えば、ナショナル・ヘルス・データにもなり得る、日本の今の状況はどうだという現状把握にもなる、それから学術研究にも利用できるし、これからの公衆衛生や健康政策に生かすという、その公益性がかなり高い目的と一緒に備わっていないと私は意味がないものだと、そのように思っています。

これはいずれも個人情報保護との関連で非常に難しいというふうに言われておるわけですが、社会保障・税番号は二十七年ですから三年後の一月から利用開始、年金、労働保険関係は更に一年後、平成二十八年の一月から、医療、介護、福祉などの情報連携は更に半年後、二十八年の七月からという予定に今なっております。

ですから、来年の通常国会にその個別の法、特別法というんでしょうか、個別法が提出というふうになってはいますが、先ほど私申し上げたように、ただ情報をプールする機能だけではなくて、いかに公益性を持った利用の仕方、この点についてはその個別法によってそれが利用できるような形を今考えているのかどうか、ただあるいは情報のプーリングだけであるのか。これから議論が始まると思いますが、今の段階での、どのように利用できるように考えているのかどうか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○政府参考人（香取照幸君） 御答弁申し上げます。

先月、国会にマイナンバー法案を提出させていただきましたが、マイナンバー法では、利用可能な手続は、今お話ありましたが、行政機関等の法定手続など法律上列挙された事務に限られておまして、機微性が高いとされております医療関係等の分野につきましては、情報につきましては、今後、この法案とは別に特別法を整備することとされております。

御指摘のように、この番号の導入によりまして様々な医学分野の研究あるいは医療機関の情報連携といったことにこれが活用できるのではないかとということで議論がございます。一方で、医療等の分野における情報につきましては、個人の生命、身体、健康にかかわる情報が入っているということで、その取扱いについては、社会保障・税番号大綱上においても慎重な検討をとということがされているところでございます。

私どもにつきましては、医療等の分野につきましては、御指摘があるようなプライバシー侵害などの懸念に対して厳格な情報保護措置を講ずるということを一方でいながら、お話ありましたように、医療機関相互の情報連携でありますとか、あるいは公衆衛生、医学分野の研究でございますとか、そういった医療等のサービスの質の向上に資するもの、あるいは国民の利便性の向上につながるようなものにつきましては、必要で適切な利活用が行われるようにということで、そのような考え方で今後法整備を進めていきたいと考え

てございます。

特別法につきましては、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において法案の検討をされるとされておりますので、二十五年の通常国会への法案提出を目指しまして、御指摘のような利便性の向上あるいはサービスの向上といった観点での利活用という観点も十分踏まえて、この分野について特別法の検討をしてみたいと考えてございます。

○足立信也君 私と方向性はほぼ共有されているという感じがします。私もその議論に参加していきたいと思っています。

御存じのように、我が国の二人に一人が疾病になると言われているがん、この罹患率も、二〇〇六年、今から六年前の僅か十五府県の登録に基づいている推計であると、あるいは五年生存率に至っては、一九九九年から二〇〇二年までの僅か六府県の集計にすぎないと、こういう日本の健康状態ですね、国民の健康状態に対する統計すらないというような状況でございます。

今、がん登録を始めとして、登録制度を早く法制化してくれと、しなさいという意見はいっぱい聞かれますが、私は、個別の疾患ごとにその法律を作っていくよりも、ここは社会保障・税番号、導入されるわけですから、ここから活用できるような形になれば、一つ一つの登録制度をつくっていくというよりもはるかに有効に進むのではないかと、そのように思っていますが、副大臣はどのようにお考えでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 専門的に医療の現場で御活躍された委員からの御提起をいただいたわけでありまして、これまでも厚生労働省におきましては、地域がん登録やレセプト、特定健診のデータベースなど、医療政策の企画立案や医学研究等の基盤となる情報の整備、活用を図る取組を進めさせていただいたところでございます。

御指摘のように、番号制度のような長期にわたって個人を識別できる基盤が医療等の分野でも活用できれば、こうした取組を更に進め、生涯にわたる健康医療情報を活用できるということが期待できるところでございまして、その点については足立委員と認識を共有するわけでございます。

ただ、同時に、昨年の六月に政府・与党社会保障改革本部が決定しております社会保障・税番号大綱におきましても、やはり個人情報の漏えいが深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるなど、社会保障分野、特に医療分野における情報の機微性というふうな指摘がある中で、機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備するという大綱があるわけですが、それに基づいて、私どもとしては、医療等の分野について、このようなプライバシー保護を図りつつ必要な利活用が行えるように法整備を行っていきたい、そのことに向けて二十五年の通常国会で法案が提出できるように取り組んでいきたいと、このように思っております。

○足立信也君 期待しています。

一部では、この大震災のような非常時に、非常事態のときに、緊急に個人の情報、医療や介護や福祉の情報を情報開示、共有という考え方もあるようですが、私は、ふだんから共有できていないとそれは使えないと、緊急時に至って、じゃ、開示、それすら見ることも難しいし、じゃ、そこからネットワークどうやってつくっていくんだという話になっていきますから、ふだんからが大事だろうと思います。 …（以下略）

(中略)

○足立信也君 ここでも、この予防接種というスパンの長いものは、やっぱり情報の共有というのが物すごく重要なテーマになってくるんです、先ほどと同じように。予防医療というのは、その後の追跡、フォローアップはこれセットだと、私はそう考えています。予防接種の効果、これは発症防止効果というのは長期追跡しないと分からないわけですね。

例えば結核に対して、先進国中、今最もBCG接種率の高いのは日本です。しかし、先進国の中で最も結核の発症率が高いのも日本です。これは一体何なのかということは、長期的にその接種をされた方々をフォローしていかないと分からない、それが公衆衛生の難しいところだと思います。また、例えばこの水痘ワクチンもここには入っていますが、このワクチンを接種したら、将来、帯状疱疹の発症率が減るといようなデータもあるらしいです。こういうことは長期追跡しないとやっぱり分からないんですね。

アメリカの予防接種というのは、公的と私的が約半々で、実施主体は州です。これ、先ほど日本は市町村だとおっしゃいました。しかし、連邦保健福祉省の下にあるCDC、疾病予防管理センターは全数把握しています。全数把握できています。そして、民間の利用も可能で、学術研究や公衆衛生、健康政策にそれは生かされています。そういうことをやっぱり日本もやるべきだと私は思っておりますし、与野党を問わず、政府とともに、この予防接種法の改正というのは是非とも取り組んでいきたいなど、そのように思います。

私は、先ほど市町村事業だというのがありましたが、今、医療費助成という形で地方単独事業というのを都道府県、市町村がやられておりますが、本来これは、日本国全体で健康保険の自己負担というようなものは決めているわけで、地方単独事業というよりも、むしろこの予防医療あるいは予防接種の方に市町村としては私は力を入れていただきたいと、そのように思っています。

そこで、今、これ意外と御存じない方が多いんですが、医療費の自己負担というのは就学前が二割で、もう小学校に入ったら三割というふうに決まっているわけですね。それに対して地方単独事業で助成されていると。これで地方単独事業として今都道府県や市町村が軽減のためにどれだけのお金をそこに投入しているか、総額は大体幾らなんでしょうか。

○政府参考人(高井康行君) 御指摘の地方単独事業の額に関する調査といたしましては、総務省が昨年十一月に発表した社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果がございます。これによりますと、平成二十二年度決算での義務教育就学前の乳幼児医療費助成の地方負担額、都道府県が六百八十二億円、市町村が千四百十九億円の合計二千百一億円となっております。

○足立信也君 この医療費助成が二千百億ちょっとということですか。

じゃ、仮に中学生まで、義務教育修了まで、これ今二割と三割なわけですが、これを一割負担とした場合の給付費はどれぐらい国と地方で増えるんでしょうか。

○副大臣(辻泰弘君) 御指摘のように、義務教育修了までの児童について患者負担割合を一割とした場合には、平成二十三年度の予算ベースの医療保険分で、給付費は四千二百億円の増加、国庫負担は七百億円の増加、地方負担は百億円の増加と見込まれます。

○足立信也君 これ、公費の負担としては、国が七百億円、地方が百億円という数値が今

出ました。じゃ、その財源はどうしたらいいのかと。七百億と百億になるわけです。

資料四を御覧ください。冒頭申し上げましたが、団塊の世代が今年から六十五歳の年金受給になると。ですから、五年後には七十歳になっていくというわけでございます。今、七十歳から七十四歳までこれは負担凍結という形で一割になっておりますが、ちょうど白抜きで資料の中に出ているように、ここの世代だけがぐっと低いという形になっている。これはもうデータを御覧になると、ほかの年代と比較して一目瞭然だと思います。

これについては、一昨年、私はメディアのミスリードだというふうに思っているんですが、一昨年、自己負担が七十歳から七十四歳までの方は二倍になりますという報道がありました。それで一気に潰れてしまったという印象を私は持っています。

そこでお聞きしたいんですが、当時の提案は、七十歳になった方から順次二割負担に戻すという方式でございました。そこで、メディアではこの年代が自己負担が倍になると報道されたわけですが、実際に自己負担が増える人がいるのでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘の七十歳から七十四歳までの方の患者負担につきましては、法律上は二割負担とされているところでありまして、毎年度補正予算において約二千億円の予算措置により一割負担にさせていただいているところでございます。

高齢者医療制度改革会議の取りまとめがございましたけれども、その中では、現在三割負担をいただいている六十九歳以下の方が今後七十歳に到達するときから本来の二割に段階的に戻すという考え方が示されているところであります。すなわち、この案では、既に一割負担となっている方の患者負担を二割に引き上げるというものではなくて、六十九歳まで三割負担だった方が七十歳に到達するときから順次二割負担となるということでございまして、個々の患者負担が増加するという仕組みではないものでございます。

○足立信也君 自己負担が割合として増える人はいないという、そのとおりでございます。ここへ大きなミスリードがあったと私は思っています。

そして、この順次二割負担の本則に戻すということで、それだけではなくて、先ほど例示をいたしましたこの成人の肺炎球菌ワクチンの接種ですね、これは是非ともセットで私はやるべきだと思っております。…（以下略）

（中略）

○石井準一君 新児童手当の合意によりまして、与野党の協力を、障害が一つ取り除かれたわけでありまして、社会保障・税の一体改革の建設的な議論につなげていただきたいと思います。

次に、年金交付国債についてお伺いをしていきたいと思っております。

年金交付国債のように、これまでいまだ確定されていない将来の増税分を償還財源とする国債を発行したことがあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 御質問は、特定の償還財源を想定しておきながら、それが確定しないままに交付国債を発行したのがあるのかという御指摘だと思うわけでありまして、交付国債についてそのような事例はないものと考えております。

○石井準一君 それでは、この消費税増税までのつなぎの財源、財源の先送り案として検討されてきたのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 先送りという御指摘をいただきましたけれども、私どもといたしましては、年金の当然二分の一の国庫負担、与野党共同で取り組んでこさせていただけたと理解しておりますけれども、その財源確保、大変厳しい財政状況の下で特別会計からの繰入れなどの努力もさせていただきましたけれども、二十四年度予算編成の過程においてなかなか十分財源が捻出できないという状況の中で、片や国債の発行額等の財政的状況も勘案する中において、財務大臣、厚生労働大臣、御協議をいただいた上でこういった形での対応をさせていただき、年金の積立金にはしっかりとその分をキープするという形で対応させていただいたところでございます。

○石井準一君 年金交付国債は消費税率引上げが前提となるわけでありますが、今国会に提出をされております国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案では償還スケジュールや償還財源は別に法律で規定するとされておりますが、どこで規定する予定か、別の法律とは何か、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 二月十日に予算関連として提出させていただきました国民年金法等の改正案におきましては、二十四年度におきましても基礎年金国庫負担割合を二分の一にするということを明らかにさせていただきつつ、交付国債の発行に関する規定を盛り込ませていただいたところでございます。

そして、その法案におきましては、交付国債の償還には税制の抜本改革で確保される財源を充てるということにしておりまして、その償還に関する規定を別に法律で定めることとしたところでございます。そして、その償還に関する規定は、現在検討中でございます現行制度の改善を図るための法案、低所得者への年金額の加算など、あるいは短時間労働者に対する社会保険適用拡大などの内容でございますけれども、その法案の中に盛り込んで、税制抜本改革法案と同じタイミングで国会に提出させていただきたいということで現在検討中でございます。

○石井準一君 改めまして、この償還スケジュールを別の法律で定めることとしたのはなぜか、償還スケジュールや償還財源を別の法律で定めることとした交付国債はこれまでどれだけ存在したのか、お示しをいただきたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 先ほども申しましたように、交付国債の償還には税制の抜本改革で確保される財源を充てるということをしているわけでありまして、予算関連法案の提出時点、二月十日でございますけれども、その時点では税制の抜本改革の内容が決定されていないという状況でございました。そういったことから、償還に関する規定は別に法律で定めるということで対応させていただいたところでございます。

また、後半の御指摘でございますけれども、今回のように、交付国債の発行に関する規定と償還に関する規定を別の法律で盛り込むこととした事例はないものと承知しております。

○石井準一君 今の答弁でも消費税率引上げが前提となるわけでありましてけれども、一体、消費税の法案は提出できるのか、提出できなかつたらどうなるのか、また、消費税法案が

成立しなかったらどうなるのか、さらに、法案が仮に成立しても引上げの前提条件が整わず税率引上げの時期がずれ込んだらどうなるのか、大きな不安があるわけでありましてけれども、その場合でも基礎年金国庫負担割合二分の一はしっかりと維持できるのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（小宮山洋子君） それは、税制改正法案が成立しない場合には交付国債は発行できませんので、そうなりますと、二十四年度の二分の一と三六・五%のその差額の国庫負担というのはできないことになってしまいます。そういうことにならないように、これを交付国債発行なしにやるとすると年金積立金が目減りをしていくということにもなりますので、何とかこの国庫負担二分の一は安定的な財源を確保してということは、御党を始めこれまで私たちの前に政権を担っていただいた皆様もおっしゃってきたわけですので、是非その恒久財源を確保をして安定的に二分の一の負担ができるように御協力をお願いしたいと思います。

○石井準一君 改めて、この厚生年金保険法等の改正法案が成立しなかった場合、年金交付国債はどうなるのか。社会保障改革の工程表では、平成二十五年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討とされておりますが、その辺を改めてお伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 交付国債の発行に関してでありますけれども、先ほど申しました二月十日閣議決定をいたしました国年法改正法案におきまして発行する規定を盛り込んでいるわけがございますけれども、その中では、別に法律で定める日までは適用しないということになっているわけですが、次に、先ほど申しました月末想定に出ささせていただく現行制度の年金制度改革の法案の中におきましては、この別に法律で定める日までは適用しないというところについて、この経過措置を、税制抜本改革法の公布日ということに、削除する対応をするということになっておりまして、経過措置を削除して、税制抜本改革法の公布日に適用するというようにさせていただいております。

すなわち、税制の抜本改革法が通った後に発行できるということを法律上明確にするということで対応していきたいと思っております。

○石井準一君 平成二十五年度に仮に基礎年金国庫負担割合二分の一を維持するための財源は、改めてどうやって調達するのか。二十五年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討ということになっておりますけれども、この辺の見解をお伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 現行の年金法におきましては、必要な税制上の措置を講じた上で基礎年金国庫負担二分の一を維持するよう、必要な法制上、財政上の措置を講ずるものとされているところをごさいます、平成二十五年度の基礎年金国庫負担につきましてもこの趣旨を踏まえつつ対応することになるものでございます。

そして、二十五年度の基礎年金国庫負担につきましては、昨年十二月二十二日の財務大臣、厚労大臣の大臣合意におきましても、現行法の規定に沿って引き続き検討するものとされているところをごさいます、現時点で交付国債で対応することを決定しているものではないということをごさいます。

○石井準一君 二十四年度、二十五年度の年金交付国債を発行すると、国債の発行総額は二・六兆円プラス運用収益相当分〇・四兆円掛ける二、いわゆる六兆円掛かるわけでありませけれども、これを二十年掛けて返済するという工程があるわけでありませけれども、そうなりますと毎年度三千億円返済する必要が生じてくるわけでありませけれども、その財源はどうするのか。

政府は基礎年金国庫負担割合二分の一を維持するための安定財源として消費税率の引上げの五%のうちの一%程度を充てるとしてありますが、これは単年度の負担金二・六兆円分しか賄えないのではないかという思いがありますけれども、財務省から示された工程表によりますと、一%程度で二・九兆円と示されておりますけれども、これはその五%の消費税率が仮に上がった場合最優先で確保するということを認識されているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○副大臣（辻泰弘君） 先ほど来申し上げておりますけれども、平成二十四年度の基礎年金国庫負担については御指摘のように交付国債によって維持する、その償還に要する財源には税制抜本改革で得られる消費税を充てると、こういうことにさせていただいておるわけですが、二十五年度の費用につきましては、先ほど申しましたように、現行の年金法の規定を踏まえて、税制抜本改革によって得られる財源を活用して確保する方針でありますけれども、その具体的な方法については今後検討していくということになるわけでございます。

そして、御指摘のように、二十四年度、二十五年度を合わせ、そして償還ということを考えますと、毎年の償還額は約三千億という御指摘もございましたけれども、そういった数値にもなるわけですが、それらを二十六年度の消費増税分八%で償還するという考え方も取らせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、基礎年金国庫負担二分の一を税財源で充てて国民の基礎的な年金の部分をしっかり税で支え保障するということは与野党超えての大きな課題だったと思っております、そのことに向けてこれからもしっかりと取り組んで対応していきたい、法案の成立に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○石井準一君 年金の信頼を取り戻すために、これは与野党を超えてしっかりと協議をしていかなければいけない大きな問題であるわけでありませるので、副大臣の方から答弁がありましたとおり、しっかりと取り組んでいただきたくお願ひを申し上げる次第でございます。

次に、社会保障・税の一体改革についてお伺ひをしていきたいと思ひます。

社会保障・税一体改革では、最低保障機能強化等の現行制度の改善の年金法案を平成二十四年度通常国会への法案提出に向けて検討しているとしていますが、いつ出すのか、また被用者年金一元化法案についてはいつ出すのか、お伺ひをしたいと思ひます。

○副大臣（辻泰弘君） 年金制度の改革の法案の提出時期についてでございますけれども、御指摘のように、低所得者の年金額の加算や短時間労働者への社会保険の適用拡大など現行年金制度の改善項目につきましては、現在、税制抜本改革と同時期に今国会に法案を提出できるよう最終的な調整をさせていただいているところでございます。年度内という意味合いでございます。

また、被用者年金の一元化につきましては、四月上旬の法案提出に向けまして関係各省間で精力的に調整を行っているところでございまして、いずれの法案も速やかに提出でき



るよう対応を急いでまいりたいと思っております。

○石井準一君 最低保障機能強化等の現行制度の改善法案と被用者年金一元化法案は一緒の法案で対処する予定ではなかったのか、また被用者年金一元化法案が別法になったのはなぜか、公務員の職域部分についてはどうするのか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘もございましたけれども、民主党という立場でいいますと、年金制度の一元化というのは大きな年金制度改革の眼目でございましたので速やかに提出したいという思いで取り組んできたところでありまして、片や、膨大な作業というのも現実にあったわけございまして、各省庁との調整というのも当然必要でございました。

そういった意味で、被用者年金一元につきましては、現在、法案の細部の詰め作業を行っているところございまして、現行制度の改善の法案とは別の形で四月上旬の法案提出に向けて取り組んでいきたいと、このように思っております。

法案の細部の詰めと申しますと、やはり厚生年金部分と共済年金部分に整合性が図られているのかという精査がございまして、十九年当時に被用者年金一元化、パートの適用拡大の法案が出されたわけですけれども、その後年金確保支援法案等ができておりますので、それらを反映させていくという作業もあるわけございまして、そういったことなどの細部の詰めがある中で時間が掛かってしまうということございまして、その点については御理解いただければと思っております。

そして同時に、職域部分についてのことございまして、共済年金の職域部分廃止後の三階部分の取扱い、これも与党内でも議論がなされたところございまして、現在、岡田副総理の下で共済各省による検討が行われているところございまして、結論が得られ次第、別途法案を提出する予定というふうに向っております。

○石井準一君 今、副大臣の答弁の方にもありました被用者年金一元化については、既に平成十九年に自公政権の下で法案を提出し、職域部分は廃止することとしておりましたが、民主党の反対で審議入りもできないまま廃案となりました。それから五年たった今も何ら変わらない、決められない。

民主党は結局、問題を先送りし、政策を停滞させているのではないかという思いがありますが、いかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 平成十九年当時、私もこの委員会で指摘をしておまして、今の問題につきまして、一元化法案につきましても、私どもは国民年金と被用者年金制度全体の全的一元化ということをお願いしている、継続審議されている法案について根本的に私どもはスタンスを異にするということを平成十九年十月三十日、私、この委員会で指摘したことがあるわけございまして、そのようなことで民主党という立場から個別の問題点を指摘したことはあるわけでありまして、しかし、それは指摘としてあったとはいえども、民主党が反対したために廃案に追い込んだということではなくて、衆議院の解散に伴い審議未了で廃案になったというふうに私は理解をしているところございまして。

そして、今回の被用者年金一元化につきましては、平成十九年の場合とはいささか様相を異にしているのではないかと思うわけですけれども、それは、今次改革は、一体改革大綱において、新しい年金制度の創設に向けて取り組むとともに、その創設までに一定の時

間を要することから、新しい年金制度の方向性に沿って被用者年金一元化も含めた現行年金制度の改善にも取り組むという、年金制度改革の全体像を示した上で提案をさせていただいているというものでございます。

いずれにいたしましても、今国会に速やかに法案が提出できるよう検討を進めていきたいと、このように考えております。

○石井準一君 厚労大臣も、さきの所信で、厚生労働行政の当面する諸課題の解決、スピード感を持ち全力で取り組んでいくというふうに述べておられます。是非ともその思いで取り組んでいただきたくお願いを申し上げます。

社会保障・税一体改革大綱では、新しい年金制度について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成二十五年度の国会に法案を提出することとしております。平成二十五年度まであと九か月であります。政府は、新しい年金制度についてどのようなスケジュールで検討し国民的な合意に向けた議論や環境整備を進めているのか、また何をもって新しい年金制度の法案提出についての国民的な合意が得られ環境整備が整ったとするのか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 私どもの社会保障・税一体改革大綱におきましては、新しい年金制度として、全ての者が同じ年金制度に加入する所得比例年金を創設し、制度を一元化する、もう一つの柱として、税を財源とする最低保障年金を創設し、高齢期に少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示することによって国民が高齢期の生活設計を立てられるようにするということなどを提案させていただいているわけでございます。

そして、新しい年金制度の具体的な制度設計をどうしていくかということは、平成二十五年の法案提出に向けて、与党において、そして私どもも連携を取りながら検討が深められていくということになっているわけでありましてけれども、その過程においては、与野党間の真摯な議論もしていただければと期待をさせていただいているところでございます。そして、新しい制度の導入までには、社会保障・税にかかわる番号制度の施行、定着、また税と社会保険料を一体的に徴収する体制の構築といった環境整備を行うことも必要だというふうに考えております。平成二十五年に法案が成立いたしましても、その施行までには一定の時間を要するものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、新しい年金制度の成立に向けて、当面二十五年の法案提出に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

○石井準一君 今の副大臣の答弁でもありましたが、現行制度を前提とした公務員の職域部分の取扱いについても今国会では結論が出ず、平成二十五年度に法案を提出するとしている現政権が本当に新しい年金制度について平成二十五年度に法案を提出できるのか。新しい年金制度についての法案を平成二十五年度に提出するとしながら、その一方で、現行制度を前提とした公務員の職域部分についても平成二十五年度に法案を提出するということは矛盾をしていると思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） まず、新三階部分につきましては、四月の一元化の法案の後、速やかに提出を目指して取り組んでいきたいと、このように申し上げているところでございます。

そして、御指摘は、被用者年金の一元化というものを新制度で追求すると同時に、現行制度の中でも追求するということとの関係ということではないかと思うわけであります。

れども、新年金制度、民主党が掲げてまいりました新年金制度は、公的年金制度全体、すなわち被用者年金と国民年金を、また共済年金も併せた一元化ということを申し上げているわけでありすけれども、これは自民党が政権を担っておられた昭和五十九年から一元化についての閣議決定などもなされてきたところでございます、現行制度の下においても今なお残るいわゆる官民格差などの問題もあるわけでございます、それを解消していくということは長らくの積年の課題でもあったわけでございます。

そういった意味で、政党次元では、民主党として新しい年金制度を創設し、その中で一元化を図ると、全的一元化を図るという方針を持っているわけですが、その改革が成就する以前においても、現行制度の下においても、やはり制度の格差をなくすという意味合いにおける一元化は、まず被用者年金から始め、それを実現させなければならないと、こういった思いの発露でございます。

○石井準一君 それでは次に、社会保障・税一体改革大綱では、第三号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライドの見直しなど、現行制度の見直しについても、平成二十四年度に法改正は行わず、引き続き検討するとしておりますが、これらについてはどのようなスケジュールで見直しを行うのか、新しい年金制度の法案の検討とこれから現行制度の見直しの検討は同時並行で行うのか、新しい年金制度を来年国会に提出すると言いながら、同時に現行制度を見直しを行うということは矛盾をしているのではないかと思います、この件についてはいかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘の第三号被保険者の制度の見直し、マクロ経済スライドの検討と、こういったことでもございましたけれども、これも政府の審議会でも年金部会で御議論をいただきましたし、与党の会合などでも深い熱心な御議論をいただいたテーマでございますが、今日段階でそれらについて確定的な方向性が出ていないものでございまして、さきの二月十七日閣議決定いたしました大綱におきましても、第三号被保険者の見直しについては、新しい年金制度の方向性を踏まえつつ、引き続き検討するとされておりますし、マクロ経済スライドの検討につきましては、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討するということになっているわけでもございまして、それぞれに引き続きの検討課題、これらは新年金制度とは別に現行制度の下での対応ということも当然あるわけでもございます。

ただ、第三号被保険者の問題の対応もいろいろあるわけですが、民主党としては、新年金制度で全年金制度を一元化すれば、第三号という、一号、二号、三号という区別はなくなるわけですから、根本的な解決になるのではないかという意味合いでの提起もさせていただいております。

また、マクロ経済スライドにつきましては、私自身いろんな立場から議論もさせていただいたこともございますけれども、まずは特例水準の解消から始めてということで今次法案の提出に至っております、その後にマクロ経済スライドの在り方についても検討していくと、こういったことになろうかと思っております。

○石井準一君 検討も大事であります、スピード感を持って取り組んでいただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

政府は、新しい年金制度に完全に移行するまでの間の措置として、新しい年金制度の方向性に沿った現行制度の見直しを行うとしておりますが、そうであるならば、新しい年金制度の全容が明らかにならなければ現行制度の見直しの是非についても判断できないので

はないでしょうか。新しい年金制度の全容を早く示すことが現行制度の見直しを国会で議論する前提条件となるのではないのでしょうか。それができないならば、新しい年金制度を撤回した上で現行制度の見直し法案を提出すべきであると思いますが、その点についていかがでしょうか。

○国務大臣（小宮山洋子君） 今、副大臣の方からも答弁させていただいたように、二十五年の通常国会に提出ができるように、今、与党で審議をしているところ、私どもも加わって今検討をしております、こちらを取り下げてということがいつも議論になるんですけども、やはりこれからずっと先を見越した年金の抜本改革につきましては、これは与野党を超えて一つのテーブルで、国民的な議論も必要ですし、国会の中でも徹底的な議論が必要だと思います。

そのときに、御党を始め今の現行制度を改善していけばいいというお考えも一方にある、私どものように、今考えているような新しい年金制度が必要だという考え方もある、両方をテーブルにのせてしっかりと議論をしていただく必要があるのではないかと考えています。

その全体、新しい年金制度にしる今のまま行くにしる、結論がどちらになるにしる、特に新しい年金制度を実現していくのには、移行するのに今考えているのは四十年ぐらいは掛かるだろうということですので、その間も現行制度の中で改善すべきことは改善が必要だということで、あわせてこれは各党に御議論をいただきながら国民の皆様が安心できるものをつくり上げていきたいと、そのように考えています。

○石井準一君 新しい年金制度の全容を早く明らかにしていただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

またさらに、社会保障・税の一体改革では、高齢者医療制度の見直しについて平成二十四年度通常国会に法案を提出すると明記をしておりますが、一体いつ提出するのか、本当に提出できるのか、また提出できないならばマニフェスト違反、閣議決定違反ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘をいただきましたように、社会保障・税一体改革大綱におきましては、平成二十二年十二月の高齢者医療制度改革会議の取りまとめなどを踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行うこと、また、具体的内容については、関係者の理解を得た上で平成二十四年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出することとされているところでございます。

これまでのところ、その制度の見直しについて、地方自治体を始めとする関係者の合意を得る段階には至っていないところでございますけれども、その大綱の方針に基づきまして、厚生労働省としてできる限り早く関係者の理解を得た上で今国会に法案が提出できるよう、更なる検討を進め、調整をし、提出につなげていきたいと、このように考えております。